# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
94000	子ども子育て支援に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

扶桑町は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

愛知県 扶桑町長

### 公表日

令和5年4月1日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	D名称 子ども子育て支援に関する事務						
②事務の概要	子ども子育て支援制度は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年 法律第164号)はじめ関係法令に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負 担の徴収、給付費の支給、教育・保育給付認定等に係る事務を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ① 申請書や届出書に関する確認 ② 入所要件の確認 ③ 保護者情報の確認 ④ 保育料算定に必要な各種情報の照会						
子ども子育て支援システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民 ③システムの名称 ステム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名 テム、あいち電子申請・届出システム、申請管理システム							
o 杜中用【桂却¬—!   夕							

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 児童情報ファイル
- (2) 世帯構成員情報ファイル
- (3) 宛名納付ファイル
- (4) 保育料情報ファイル
- (5) 収納情報ファイル
- (6) 滞納情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条並びに同法別表第一第8項、第94項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

	①実施の有無	[ 実	ぼ施する	]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
番号法第19条第8号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)							
	②法令上の根拠	第一欄(情 の実施又に	報照会者) は措置」、「リ	こおける情報照会の根拠) 最照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「児童福祉法による保育所における保 措置」、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収」又は「子ども・子育て支援》 らのための教育・保育給付の支給」が含まれる項			

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	扶桑町教育部子ども課
②所属長の役職名	子ども課長

#### 6. 他の評価実施機関

\_

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| 扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 | 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 | 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111

(第13項、第16項、第116項)

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| 扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 連絡先 | 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和	]5年3月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	]5年3月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎	項目評価	書 ]		<選択 1) 基礎 2) 基礎 3) 基礎	技> 項目評価書 項目評価書及び፤ 項目評価書及び≤	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評					
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	く選択! 1) 特に 2) 十分 3) 課題	肢> 力を入れている である が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[ ]	委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択I 1)特に 2)十分 3)課題	技> 力を入れている である が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	く選択! 1) 特に 2) 十分 3) 課題	肢> 力を入れている である が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続				接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分 3) 課題	力を入れている である が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		1	<選択) 1)特に 2)十分 3)課題	肢> 力を入れている である が残されている			
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監査	ř		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2) 十分	肢> 力を入れて行って に行っている に行っていない	いる		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月24日	5. ②所属長	福祉児童課長 稲葉 弘夫	福祉児童課長 渡辺 隆吉	事後	
平成30年1月24日	1. ③システムの名称	-	「あいち電子申請・届出システム」を追加	事後	
平成31年1月28日	5. ②所属長の役職名	福祉児童課長 渡辺 隆吉	福祉児童課長	事後	
令和1年9月27日	1. ②事務の概要	-	「、教育・保育給付認定等に係る事務」を追加	事前	
令和3年9月1日	I -4(2)	番号法第19条第7号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供ネットワークシステムによる情報 提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう	番号法第19条第8号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供ネットワークシステムによる情報 提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう	事後	
74343710	1 46	ち、事務の内容に「児童福祉法による保育所に	ち、事務の内容に「児童福祉法による保育所に おける保育の実施又は措置」、「児童福祉法に よる負担能力の認定又は費用の徴収」又は「子	尹佼	
令和5年4月1日	1-1③	ム、収納管理システム、滞納管理システム、住 民記録システム、住民基本台帳ネットワークシ ステム、宛名納付システム、中間サーバー、団 体内統合宛名システム、あいち電子申請・届出	子ども子育て支援システム、個人住民税システム、収納管理システム、 滞納管理システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、あいち電子申請・届出システム、申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	I -5①	扶桑町健康福祉部福祉児童課	扶桑町教育部子ども課	事後	
令和5年4月1日	I -5②	福祉児童課長	子ども課長	事後	
令和5年4月1日	I -7	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保 護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保 護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	
令和5年4月1日	I -8	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保 護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	<b>I</b> I −1	令和1年9月16日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ -2	令和1年9月16日時点	令和5年3月1日時点	事後	